

【建設交通部】

件名	府営住宅の集会所の使用基準について
申立概要 【受理 24.3.22】	集会所の使用について疑問があったため、使用基準について確認したが、府の考え方について具体的な説明を受けられなかった。府営住宅を適正に管理する上で問題ではないか。
確認事項	・ 公営住宅法で、集会場は「入居者の共同の福祉のために必要な共同施設」と位置付けられており、府では、「政治活動に係る個人演説会場」としての利用を不可とする以外は、基本的に個々の自治会の判断に委ねています。しかし、法に抵触するような事案が見受けられる場合には、府において調査を行い適宜指導されていることを確認しました。
回答 (意見・要望) 【通知 24.4.13】	・ 府営住宅の自治会や入居者からの各種問合せについては、趣旨や目的等を踏まえ、指導根拠等も十分に確認した上で、適切に対処するよう求めました。